

上尾市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和4年1月27日に提出された上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出日

令和4年1月27日

3 請求の内容(請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載)

1 請求の要旨

上尾市教育委員会(担当:スポーツ振興課)は、2021年8月27日に債権者であるA社からの請求書に基づき、支出負担行為票兼支出命令票を起票し、その結果、2021年9月10日付で上尾市の公金として100,000円が支出されています。

しかしながら、この支出負担行為については、以下に述べる[対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたる则认为する理由]により、地方自治法第242条に定めのある「不当な公金の支出」であると請求人は考えます。

したがって、当該支出負担行為をおこなった教育委員会、および支出に責任を有する決裁者に対し、不当な公金の支出額である100,000円の返還措置を求めるものです。

上尾市監査委員におかれましては、本請求の要旨および別紙事実証明書を吟味していただき、厳正な監査をお願いいたします。

[対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたる则认为する理由]

ア.【支出負担行為の状況】

《請求書に関して》(事実証明書アー(1))

*請求書発行日:2021年8月25日

*請求書の件名:a氏パラリンピックイベント出演料(8月19日)

*請求者住所:(省略)

*請求者氏名:A社 b氏

*請求金額:100,000円(税込)

《支出負担行為兼支出命令票に関して》(事実証明書アー(2)およびアー(3))

*決裁欄(専決)および(認印)、支出決定(専決)および(認印)については事実証明書のとおり。

*起票日:2021年8月27日

*事業名:東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業

*起票者:上尾市教育委員会 スポーツ振興課職員

*支出負担行為票兼支出命令票の摘要欄:聖火ビジット イベントゲスト出演料

*債権者住所・氏名:前記請求者に同じ

※支出負担行為票兼支出命令票の網掛け下部に「105 警備員等謝礼」と記載されていますが、出納室は、警備員「等」の中にゲストが含まれているので、警備員に謝金を支払うわけではないと考えられる、と説明しています。

※「令和3年度 上尾市当初予算書P.152」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業予算「7 報償費」として2,451,000円計上されているものの、その内訳はこの予算書からは不明となっています。(事実証明書ア一(3))

《支払に関して》(事実証明書ア一(4))

*支払(振込)日:2021年9月10日

*支払(振込)先:A社

*支払(振込)金額:100,000円

イ.【開催が予定されていた「聖火ビジット」と「パラスポーツ体験イベント」の差異】

埼玉県「パラリンピック聖火ビジット」に伴い、2021年8月19日に県内集火式の聖火を上尾市にて展示する予定であること、および同日「パラスポーツ体験イベント」の開催を予定していることが、令和3年上尾市教育委員会7月定例会で報告されています。この報告から、「聖火ビジット」と「パラスポーツ体験イベント」は別の内容であり、a氏は上尾市独自の「パラスポーツ体験イベント」のゲストであることが判別できます(事実証明書イー(1))。

同様に、『広報あげお2021年7月号』において、「パラスポーツ競技体験イベント」と「東京2020パラリンピック聖火が上尾市に!」ということがそれぞれ別の内容として市民に周知されています(事実証明書イー(2))。

2021年3月末に、上尾市長名でA社所属のa氏に「競技体験イベント」のゲスト出演依頼をしています(事実証明書イー(3))。この依頼文書に添付された「競技体験イベント」(a氏用)には、「以下の場合、イベントを中止する可能性があります」と記述され、その中に「国(政府)または埼玉県が緊急事態宣言を発令しているとき」の文言があります。したがって、a氏は緊急事態宣言が発出された場合、「競技体験イベント」が中止になることを予見できたと考えられます(事実証明書イー(4)P1~P2)。

ウ.【埼玉県による緊急事態宣言と上尾市の対応】

コロナ感染者の全国的な拡大を受け、埼玉県が昨年緊急事態宣言を発出した時期は、当初2021年8月2日~8月31日、その後9月12日まで延長、さらに9月30日まで再延長しました(事実証明書ウ一(1))。上尾市でも、緊急事態宣言を受け、「不要不急の外出、県境を越える移動などリスクの高い行動を徹底的に避けましょう」と市民に注意喚起を促しています(事実証明書ウ一(2))。

エ.【パラリンピック競技体験イベントの中止】

新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、上尾市独自イベントである「パラリンピック競技体験イベント」については、2021年7月30日付けで中止の決定がされま

した。(事実証明書エー(1)P1～P2)。

このことに関して、教育委員会 8 月定例会においても、「パラスポーツ競技体験イベント」が中止となった旨報告がされています(事実証明書エー(2))。

オ. 【a 氏の上尾市訪問は市長などとの「懇談」が目的】

「パラリンピック競技体験イベント」が中止された 2021 年 8 月 19 日に、a 氏は上尾市役所を訪問し、市長・教育長・市議会議員・副議長・上尾市スポーツ協会役員(計 7 名)と懇談しています。このことは上尾市のホームページ(2021 年 8 月 25 日更新)で「トピックス」として伝えられています。すなわち、a 氏の同日の上尾市役所訪問は、あくまでも市長や教育長などとの懇談が目的であり、「パラリンピック競技体験イベントへの参加のため」であるとは、上尾市ホームページの記事でも全く触れていません(事実証明書オー(1)P1～P2)。

また、a 氏の当日の動きは(事実証明書オー(2))のようになっています。これによれば、a 氏が上尾市役所に滞在したのは、当日の 12:30～14:30 であり、ほとんどの時間は市長や教育長との対談に充てられています。

情報公開請求にかかわる通知書の手交の際に伺ったスポーツ振興課職員の話では、懇談の合間に a 氏は 20 分ほど市役所内に展示された「聖火」のところに足を運んでいるとのことでした。

「a 氏スケジュール」では、「13:30～14:10 頃展示イベント参加」との記述がありますが、実際には、当日は強風であったために、市役所ピロティではなく、東側自動ドアの陰に「聖火」を移動したとのこと、その場に a 氏が滞在していた時間は 13:30～13:50 の約 20 分間であったということです(事実証明書オー(3))。

しかしながら、当日の a 氏の動きを見れば、あくまでも市長らとの懇談が目的であり、当初の「競技体験イベント」の代替とは言えないことは明らかです。

カ. 【出納室による検査について】

A 社からの請求金額 100,000 円について実際に支出事務をおこなったのは出納室です。請求人は出納室に対して「起票された金額がすでに債権者に支払われてしまったが、実際には摘要欄に書かれている内容が事実と異なることが後日判明した場合の会計処理の対応方法が判別できる文書・資料等」の情報開示を求めたところ、文書不存在により、非公開決定の処分を受けました(事実証明書カー(1))。

このことに関しての説明の中で、出納室は「支出負担行為票兼支出命令票」の摘要の内容が事実即しているか否か(つまり、a 氏がイベントに出演していたかどうか)を判断する役割を担う立場にはないことが、請求人による情報公開請求の結果明らかになっています。

上述の[対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたりと考える理由]、および本監査請求に関連して、以下、参考資料を提示いたします。

【参考資料 I】

○「上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会 調査報告書」の内、

第6再発防止策の提言(対策)、「9 市民による監視の強化」の記述

※「市政に対する牽制機能の向上をもたらすことが、再発防止に不可欠である。」との観点から、「市民による監視の強化」が必要であると指摘されています。

＊(市民は)市政により関心を高めること。

＊地方自治法にある監査の請求

＊市議会の傍聴

※このことは、西貝塚環境センターの入札の件にとどまらず、市政・教育行政一般にも当てはまる提言であると考えられます。

【参考資料Ⅱ－P1～P2】

○上尾市出納室「財務会計事務の手引き 第四版」(令和3年10月)

■P. 19(7 報償費の説明)により、報償費の報奨金とは、「講演会、講習会の講師・協力者への謝礼金」であることが判別できます。すなわち、講演会や講習会が実施されなければ、謝礼金も発生しないこととなります。

■P. 34(合議の要・不要)により、報償費については、1件100万円以上でなければ、財政主管部長との合議は不要であることが判別できます。

4 事実証明書 (請求人から提出された「別紙 事実証明書」に沿って文書名を記載)

アー(1) 請求書《請求者：A社》

アー(2) 支出負担行為票兼支出命令票

アー(3) 令和3年度当初予算書 P. 152

アー(4) 公金振込明細表

イー(1) 令和3年上尾市教育委員会7月定例会 報告事項3

イー(2) 『広報あげお2021年7月号』より該当記事の抜粋

イー(3) 上教ス第341号文書

「聖火ビジットに伴う協議体験イベントのご出演について(依頼)」

イー(4) P1・P2 協議体験イベント資料

ウー(1) 埼玉県HPより「埼玉県における緊急事態宣言の推移」

ウー(2) 上尾市HPより「緊急事態宣言発令中」(市民への喚起)

エー(1) P1・P2

「東京2020パラリンピック聖火ビジット」についての決裁文書

エー(2) 令和3年上尾市教育委員会8月定例会 報告事項3

オー(1) P1・P2 上尾市ホームページ記事(2021年8月25日更新)

オー(2) a氏スケジュール

オー(3) 上教ス第274号文書「行政文書公開決定通知書」

カー(1) 上出第48号文書「行政文書非公開決定通知書」

キー(1) 上教ス第274号文書「行政文書非公開決定通知書」

キー(2) 上教ス第274号文書「行政文書非公開決定通知書」

5 要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 1 月 27 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、令和 3 年 8 月 19 日に実施予定だった「東京 2020 パラリンピック聖火ビジット」（以下「聖火ビジット」という。）に伴うパラスポーツ競技体験イベントが中止されたにもかかわらず、イベントゲスト出演料として報償費を支出したことは不当な公金の支出であるとして、教育委員会及び支出に責任を有する決裁者に対し、当該不当な公金の支出について返還するよう措置請求があったものである。

したがって、令和 3 年 8 月 27 日にスポーツ振興課が起票した支出負担行為票兼支出命令票（以下「兼命令票」という。）に基づく報償費 100,000 円の支出が、不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 14 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、キー(1)、(2)の提出があった。

3 監査対象部

教育総務部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 令和 3 年 8 月 19 日の聖火ビジット

市は、埼玉県主催のイベントである聖火ビジットに参加し、令和 3 年 8 月 19 日に市役所本庁舎及び上尾駅において聖火を展示するとともに、上尾市出身で東京 2020 オリンピック競技大会日本代表である a 氏を市役所へ招き、懇談をした。

聖火ビジットについては、実施計画を埼玉県へ提出している。同年 2 月末に提出した当初の実施計画では、聖火の展示場所は、市役所本庁舎、上尾市民体育館及び上尾駅となっていたが、7 月末に再度県へ提出した実施計画では、展示場所が市役所本庁舎及び上尾駅と変更され、展示時間も短縮されていた。また、a 氏が市役所へ訪問することが記載されていた。

関係職員の事情聴取によると、聖火ビジットに伴うイベントとして「聖火展示」、「パラスポーツ競技体験イベント」及び「懇談」の三つを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの者が集まるパラスポーツ競技体験イベントを中止し、感染症対策を講じながら聖火展示及び懇談を実施したとのことだった。

聖火ビジットに伴う三つのイベントの実施状況は、次のとおりであった。

ア 聖火展示

市役所本庁舎及び上尾駅において聖火を展示した。市役所の展示会場においては、午後 1 時半から 20 分間、市民や新聞社への対応を a 氏にお願いした。

イ パラスポーツ競技体験イベント

パラスポーツ競技体験イベントは、聖火ビジットに伴い実施する予定だったイベントの一つであり、a 氏を招き市民体育館で行われる予定であった。

当初の計画では、午前から午後にかけて行うイベントであったが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、計画を変更して午後のみの実施としたものの、その後 7 月 30 日に中止することが決定された。

ウ 懇談

8 月 19 日に a 氏が市役所を訪問し、市長外 6 名と懇談したことが、市ホームページ及び広報あげおに掲載されている。関係職員の事情聴取によると、懇談はパラスポーツ競技体験イベントの代替ではなく、当初から聖火ビジットに伴うイベントの一つ「ゲスト対応」として予定されていたものであり、パラスポーツ競技体験イベントの開会式前の空き時間を利用して市民体育館で行われる予定だったとのことであった。

(2) 報償費の額

関係職員の事情聴取によると、国内アスリートに対して主催イベント等への参加又は講演等を依頼した場合の一般的な相場は、約 1 時間から 1 時間半の拘束時間で、交通費等諸経費別で、200,000 円から 1,000,000 円とのことである。

今回については、a 氏が上尾市出身であることや a 氏の市における過去のイベントの出演実績等を考慮し、拘束時間の長短に関係なく 100,000 円をお願いし、相手方と合意に至ったとのことである。

なお、パラスポーツ競技体験イベントの中止により、a 氏の最終的な拘束時間は約 2 時間であった。

(3) 財務手続き

ア 予算

令和 3 年度予算書において、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の報償費が予算計上されている。

イ 契約

市と a 氏の所属する A 社の間でイベント出演等に関する契約書は交わされていなかったが、上尾市契約規則（昭和 39 年 11 月 9 日上尾市規則第 19 号）では、市の契約に関する事務について定める中で、契約書の作成を省略できる要件を規定しており、今回の A 社との契約は当該省略要件に該当している。

ウ 兼命令票

兼命令票は、令和 3 年 8 月 25 日に発行された A 社からの請求書に基づき同年 8 月 27 日に起票され、同年 9 月 10 日に「聖火ビジット イベントゲスト出演料」として

100,000円が支出されている。関係職員の事情聴取によると、この兼命令票に記載されたイベントとは、聖火ビジットに伴うイベントのことであり、聖火展示と懇談を示すとのことであった。

なお、兼命令票の決裁については、上尾市事務専決規程等に従って行われていた。

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、令和3年8月19日のパラスポーツ競技体験イベントが中止になったにも関わらず、A社に100,000円を支出したことは、不当な公金の支出であると主張している。

令和3年8月19日は、前述した「1 事実関係の確認」(1)のとおり、「聖火ビジット」に伴うイベントとして聖火展示、パラスポーツ競技体験イベント及び懇談の三つを予定していたところ、パラスポーツ競技体験イベントが中止になったため、残る二つのイベントを実施している。

そして、「1 事実関係の確認」(3)ウのとおり、100,000円の支出は、これら二つのイベントにa氏が出演したことに対するものである。a氏が市役所を訪問したことは、市広報等で明らかにされており、たとえイベント内容が当初の予定と異なるとしても、a氏の時間を拘束したという事実は存在することから、その対価として支出したと考えるのが相当である。

また、報償費の額については、「1 事実関係の確認」(2)のとおり、過去の実績等を勘案しており、社会通念上も高額とまではいえないと考える。

加えて、「1 事実関係の確認」(3)のとおり、予算計上から支出までの財務手続きについても、市規則等に従っており、違法又は不当な点は見当たらなかった。

3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。

4 意見

本件監査の結論としては上記のとおりであるが、監査を実施する過程において、スポーツ振興課とA社との間で合意した内容のその後の変更について担当課の記録が乏しかった。

コロナ禍において通常に対応と異にせざるを得なかったという事情があったにせよ、行政の説明責任を果たすため、必要な記録を作成し保存する必要がある。

については、今後、適切な記録の管理が行われることを望むものである。